重要事項説明書

株式会社　創健コーポレーション

住宅型有料老人ホーム　くつろ木吉の原

重要事項説明書

１．設置者概要

種　　類	個人/(法人)	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名　　称	(ふりがな)	かぶしきがいしゃそうけんコーポレーション 株式会社創健コーポレーション
主たる事務所の所在地	〒990－2453　　山形市若宮４丁目１番１号	
連　絡　先	電話番号	023-646-0772
	ＦＡＸ番号	023-646-0782
	ホームページアドレス	https://kutsurogi-home.net/
代　表　者	氏名	鳴海　洋一
	職名	代表取締役
設立年月日	昭和・(平成)　24年　12月　11日	
主な実施事業	※別添１（別に実施する介護サービス一覧表）	

２．有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名　　称	（ふりがな）じゅうたくがたゆうりょうろうじんほーむ　くつろぎよしのはら 住宅型有料老人ホーム　くつろ木吉の原	
所　在　地	〒990－2453　　山形市若宮４丁目１番１号	
主な利用交通手段 所要時間	最 寄 駅：山形駅	
	所要時間：自動車利用の場合、山形駅より15分程度	
連　絡　先	電話番号	023-646-0772
	ＦＡＸ番号	023-646-0782
	ホームページアドレス	https://kutsurogi-home.net/
管　理　者	氏　　名	渡邉　和代
	職　　名	管　理　者
建　物　の　竣　工　日	昭和・(平成)　25年　8月　1日	
有料老人ホーム事業の開始日	昭和・(平成)　26年　6月　1日	

（類型）【表示事項】

1　介護付（一般型特定施設入居者生活保護を提供する場合
2　介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）
③　住宅型
4　健康型

3．建物概要

<table>
<tr><td rowspan="3">土　　地</td><td>敷地面積</td><td colspan="3">1253.76 ㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4">所有関係</td><td colspan="3">1　事業者が自ら所有する土地</td></tr>
<tr><td colspan="3">2　事業者が賃借する土地</td></tr>
<tr><td>抵当権の有無</td><td>1　あり　②　なし</td></tr>
<tr><td>契　約　期　間</td><td>①　あり
（平成 25 年 7 月 25 日～平成 50 年 7 月 24 日）
2　なし</td></tr>
<tr><td>契約の自動更新</td><td>①　あり　　2　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="8">建　　物</td><td rowspan="2">延床面積</td><td colspan="2">全体</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">内、老人ホーム部分</td><td>353.78 ㎡</td></tr>
<tr><td>耐火構造</td><td colspan="3">1　耐火建築物
②　準耐火建築物
3　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td colspan="3">1　鉄筋コンクリート造
2　鉄骨造
③　木造
4　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">所有関係</td><td colspan="3">1　事業者が自ら所有する建物</td></tr>
<tr><td colspan="3">2　事業者が賃借する建物</td></tr>
<tr><td>抵当権の設定</td><td>1　あり　②　なし</td></tr>
<tr><td>契　約　期　間</td><td>①　あり
（平成 25 年 7 月 25 日～平成 50 年 7 月 24 日 ）
2　なし</td></tr>
<tr><td>契約の自動更新</td><td>①　あり　　2　なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">居室の状況</td><td>居室区分
【表示事項】</td><td colspan="5">① 全室個室</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>トイレ</td><td>浴室</td><td>面積</td><td>戸数・室数</td><td>区分※</td></tr>
<tr><td>有/(無)</td><td>有/(無)</td><td>7.78 ㎡</td><td>24 床</td><td>一般居室個室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共用施設</td><td colspan="2" rowspan="2">共用便所における便房</td><td rowspan="2">4 ヶ所</td><td>うち男女別の対応が可能な便房</td><td colspan="2">ヶ所</td></tr>
<tr><td>うち車椅子等の対応が可能な便房</td><td colspan="2">2 ヶ所</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">共　用　浴　室</td><td rowspan="2">1 ヶ所</td><td>個室</td><td colspan="2">1 ヶ所</td></tr>
<tr><td>大浴場</td><td colspan="2">ヶ所</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td colspan="2" rowspan="4">共用浴室における
介　護　浴　槽</td><td rowspan="4">1 ヶ所</td><td>チェアー浴</td><td colspan="2">ヶ所</td></tr>
<tr><td>リフト浴</td><td colspan="2">ヶ所</td></tr>
<tr><td>ストレッチャー浴</td><td colspan="2">ヶ所</td></tr>
<tr><td>その他（　　）</td><td colspan="2">ヶ所</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">食　　堂</td><td colspan="4">① あり　2 なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">入居者や家族が
利用できる調理施設</td><td colspan="4">1 あり　② なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">エレベーター</td><td colspan="4">1 あり　② なし</td></tr>
<tr><td rowspan="6">消防用設備等</td><td colspan="2">消　火　器</td><td colspan="4">① あり　2 なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動火災報知設備</td><td colspan="4">① あり　2 なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災通報設備</td><td colspan="4">① あり　2 なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">スプリンクラー</td><td colspan="4">① あり　2 なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火管理者</td><td colspan="4">① あり　2 なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">防　災　計　画</td><td colspan="4">① あり　2 なし</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

4．サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	経済的・環境的理由等により入所する入所者の人格を尊重し、プライバシーを守り、明るく健康で文化的な生活水準の維持・向上が図れるよう、一人ひとりのニーズに可能な限り対応し、円滑な共同生活が営まれるよう支援する。 「家庭的な雰囲気づくり」を常に職員と入居者が共同して作り上げる。
サービスの提供内容に関する特色	入居者の状態に応じた支援内容を選択いただける。
入浴、排せつ又は食事の介護	1　自ら実施　② 委託　3　なし
食　事　の　提　供	① 自ら実施　2　委託　3　なし
洗濯、掃除等の家事供与	1　自ら実施　② 委託　3　なし
健　康　管　理　の　供　与	① 自ら実施　2　委託　3　なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施　2　委託　3　なし
生　活　相　談　サ　ー　ビ　ス	① 自ら実施　2　委託　3　なし

（医療連携の内容）

医 療 支 援 ※複数選択可	① 救急車の手配 ② 入退院の付き添い（別途料金加算　別添２参照） ③ 通院介助（別途料金加算　別添２参照） ４　その他（　　）	
協力医療機関	名　　称	みゆき会　南館クリニック
	住　　所	山形市南館四丁目１番４５号
	診療科目	内　科
	協力内容	定期訪問による健康相談（医療費等は入居者の自己負担）

（入居後に居室を住み替える場合）

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		１　一時介護室へ移る場合 ２　介護居室へ移る場合 ③ その他（入居者の身体状況、日常生活上必要と診断される場合）	
判 断 基 準 の 内 容		入居後の身体状況、日常生活上必要と判断される場合	
手 続 き の 内 容		双方の本人・ご家族に確認、承諾の上変更	
追 加 的 費 用 の 有 無		１　あり　② なし	
居 室 利 用 権 の 取 扱		特段変更なし	
前払金償却の調整有無		１　あり　② なし	
従前の居室との使用の変更	面積の増減	１　あり　② なし	
	便所の変更	１　あり　② なし	
	洗面所の変更	１　あり　② なし	
	台所の変更	１　あり　② なし	
	その他の変更	１　あり	（変更内容）
		② なし	

（入居に関する要件）

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	①　あり　　2　なし
	要支援の者	①　あり　　2　なし
	要介護の者	①　あり　　2　なし
	支給決定を受けた障がい者	①　あり　　2　なし
留意事項		

契約解除の内容	・入居者が死亡した場合 ・ホームが管理規定第 21 条に基づき解除を勧告し、予告期間が満了した場合 ・入居者が管理規定第 22 条に基づき解約を行った場合 ・入居者又は事業者が管理規定第 23 条に基づき解約を行なった場合 **主な解除事由** 管理規定第 21 条（事業者からの契約解除） 1　ホームは入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが契約を将来にわたって維持することが著しく困難と判断した場合に、契約を解除することがある。 ①　入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合。 ②　月払いの利用料その他の支払いが出来ない場合及び、正当な理由なく、2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合。 ③　第9条の規定に違反した場合。 ④　入居者又は保証人、ご家族その他ご関係者が、故意に事業者並びにホームのスタッフ及び他の入居者の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、本契約を継続しがたい事情が認められる場合。 ⑤　入居者の行動が、事業者及びホームのスタッフ並びに他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、かつ施設における通常の接遇方法等ではこれを防止することができない場合。 ⑥　伝染性疾患等により、他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合。 ⑦　入居者が入居中に医療行為が必要となり、関係法令に基づきホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合。 ⑧　治療のため病院等に入院し、入院日から1ヶ月を経過しても明らかに退院出来ない場合。尚、契約の解除を申しわたす際には、保証人に事前に連絡を行う。 ⑨　前項に掲げる場合の他、入居者が1ヶ月以上の長期に亘って居室を離れることが明らかな場合。 ⑩　前各号の他、ホームと入居者又は保証人、その他ご関係者との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断された場合。 ⑪　地震等の天災、関係法令の改変、その他やむ得ない事情により、継続的なホーム運営が困難になった場合。 ⑫　本契約締結後に、入居者又は保証人等が反社会的勢力に該当する者であると発覚した場合。

<table>
<tr><td>契約解除の内容</td><td colspan="2">２　前項の規定に基づく契約の解除の場合、ホームは次の各号に掲げる手続きを行う。
①　契約解除の通告については30日の勧告期間を設ける。
②　前号の通告に先立って入居者及び保証人に弁明の機会を設ける。
３　本条１項第⑦号及び第⑧号によって契約を解除する場合は、ホームは前項のほか、次の確認を行う。
①　医師の意見を聴く。

管理規定第22条（入居者からの解除）
入居者はホームが次の事項に該当する場合には、直ちに契約を解除することができる。
①　ホームが、入居者に対して不正行為を行った場合。
②　ホームが、管理規定第34条の秘密保持義務違反をした場合。
③　ホームが、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合。
④　ホームが、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合。
⑤　前各号の他、入居者又は保証人、家族その他関係者及び、ホームとの間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり適切なサービスの提供を継続できないと判断された場合。
⑥　契約締結後にホーム自ら又は役員が反社会的勢力に該当する者となった場合。

管理規定第23条（中途解約）
１　入居者又は保証人は、契約の期間中であっても、ホームに対して30日以上前の予告期間をもって書面にて解除の申し入れを行うことにより契約を解除することができる。
２　入居者が前項の書面にて、解除の申し入れを提出せず居室を退去した場合、ホームが退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、契約は解除される。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業主体から解約を求める場合</td><td>解約条件</td><td>管理規定第21条</td></tr>
<tr><td>解約予告期間</td><td>1ヶ月</td></tr>
<tr><td>入居者からの解約予告期間</td><td colspan="2">1ヶ月</td></tr>
<tr><td>体験入居の内容</td><td colspan="2">①　あり（内容：内容：1泊2日　・体験料　　3,500円）
・食費　　2,060円(朝食1食分　昼食2食分　夕食1食分)
・リネン料　　280円（2日分）
・光熱費　　330円（2日分）
・おやつ代　　120円（1回分）
計　　6,290円</td></tr>
<tr><td>入居定員</td><td colspan="2">24人</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

５．職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること

（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載の必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）　13 名			常勤換算人数※1※2
	合計			
		常勤	非常勤	
管　理　者		1		
生活相談員				
直接処遇職員				
介　護　職　員			7	
看　護　職　員			1	
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄　養　士				
調　理　員			4	
事　務　員				
その他職員				
1 週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数※2				

※1　常勤換算人数とは、当該事業所従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の人数を常勤の従業員に換算した人数をいう。

※2　特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常　勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士			6
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者			2
介護支援専門員			

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（22 時～7 時）		
	平均人数	最小時人数（休憩者等を除く）
看護職員		
介護職員	1 人	1 人

（職員の状況）

<table>
<tr><td rowspan="3">管理者</td><td colspan="5">他の職務との兼務</td><td colspan="5">①　あり　　２　なし</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2">業務に係る資格等</td><td colspan="5">①　あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格等の名称</td><td colspan="3">介護福祉士</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td colspan="5">２　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">看護職員</td><td colspan="2">介護職員</td><td colspan="2">生活相談員</td><td colspan="2">機能訓練指導員</td><td colspan="2">計画作成担当者</td></tr>
<tr><td>常勤</td><td>非常勤</td><td>常勤</td><td>非常勤</td><td>常勤</td><td>非常勤</td><td>常勤</td><td>非常勤</td><td>常勤</td><td>非常勤</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度１年間の採用者数</td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度１年間の退職者数</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">職員の人数（業務に従事した経験年数に応じた）</td><td>1年未満</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1年以上3年未満</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3年以上5年未満</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5年以上10年未満</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10年以上</td><td></td><td></td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">従業者の健康診断状況</td><td colspan="5">①　あり　　２　なし</td></tr>
</table>

６．利用料金

（利用料金の支払い方法）

居住の権利形態 【表示事項】		建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】		月払い方式
年齢に応じた金額設定		１　あり　②　なし
要介護状態に応じた金額設定		１　あり　②　なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		日割り計算で減額
利用料金の改定	条　件	ホームは費用の改定にあたっては、施設が所在する自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、改定するものとします。
	手続き	入居者、保証人等の意見を聴いた上で通知し、改定をするものとします。

（利用料金のプラン）（下記料金はすべて税込料金となります）

※（入居時点で支払う費用）

入居時点で必要な費用の内容（下記料金は月初日に入居し、かつ1か月30日計算した場合）

入居時点で支払う費用の内容		費用
	（※1）施設協力金	100,000円
	（※2）家賃（月額）	70,000円（当月分と次月分の2か月分）
	（※2）管理費	41,000円（当月分と次月分の2か月分）
	（※2）共益費	32,000円（当月分と次月分の2か月分）
	（※2）光熱費	10,000円（当月分と次月分の2か月分）
入居時点で支払う費用の合計		**253,000**円

（※1）入居時初回のみ、入居料と合わせて支払うものとする。又、修繕費・クリーニング費等に関しましては、状態等に応じて追加料金が発生する場合があります。

（※2）1ヶ月の満たない期間の費用は、日割り計算した額とします。

※入居後に支払う費用の概要

入居者又は保証人は、ホームへの入居後に下記に定める費用を事業者に支払います。

入居後に支払う費用の内容（1か月30日計算とした場合）

入居後に支払う費用の内容			費用
		家賃（月額）	35,000円
	サービス費用（介護保険外）	管理費（月額）	20,500円
		共益費（月額）	16,000円
		光熱費（月額）	5,000円
		食費（日額）	43,800 円
		おやつ代（日額）	3,600 円
		リネン料（日額）	4,200円
入居後に支払う費用の合計			**128,100**円

（利用料金の算定根拠）

費用	算定根拠
入居費（家賃）	1 か月の居室利用料。
施設協力金（入居時のみ）	施設設備の維持及び居室の修繕・クリーニング等に必要な費用。
光熱費	居室で使用する電気代。夏季冬季料金も勘案して算定。
共益費	共同で利用する消耗品（水道、電気代等、ハンドペーパー、ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ等々）の費用。
管理費	施設の事務処理。施設の維持に必要な管理・点検の費用（修繕積立金は含まない。）
食費（普通食）	1,460 円/日 （・朝食…380 円/食　・昼食…600 円/食　・夕食…480 円/食）
おやつ代	120 円/日（飲物も含む）
リネン料	140 円/日（掛布団・枕・シーツの 3 点貸出。週に 1 回交換致します。）
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添２

（提供可能な有料サービス費用及び使用料一覧表）

※費用に関しては自費負担となりますが、ご希望があれば下記のサービスを提供致します。

（下記料金はすべて税込料金となります）

各種サービスの内訳・算定根拠は以下の通りになります。

項　目	料　　金
食事形態変更時（1 食あたり）	・きざみ食　60 円/食　・ミキサー食　90 円/食
洗濯代行（1 回あたり）	・160 円/回
個浴使用（1 回あたり）	・500 円/回
通院付添代行（送迎込）	・30 分あたり　1,000 円 （施設出発から施設到着までの時間で計算させて頂きます） ※途中ご家族の方と病院先で引き継いだ時点で終了になります。

※物価の変動により価格が変わる場合がございます。変更の際には事前にご連絡致します。

７．入居者の状況【令和７年６月３０日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	6 人
	女性	14 人
年齢別	65 歳未満	2 人
	65 歳以上 75 歳未満	6 人
	75 歳以上 85 歳未満	3 人
	85 歳以上	9 人
要介護度別	自立	人
	要支援 1	人
	要支援 2	人
	要介護 1	4 人
	要介護 2	4 人
	要介護 3	1 人
	要介護 4	7 人
	要介護 5	2 人
障害種別	身体障がい者	人
	知的障がい者	人
	精神障がい者	2 人
入居期間別	6 ヶ 月 未 満	3 人
	6 ヶ月以上 1 年未満	6 人
	1 年以上 5 年未満	5 人
	5 年以上 10 年未満	5 人
	10 年以上 15 年未満	1 人
	1 5 年 以 上	

（入居者の属性）

平 均 年 齢	79.0 歳
入居者数の合計	20 人
入 居 率 ※	83.3%

※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。
一時的に不在となっている者も入居者に含む。

（前年度における退去者の状況）

退居先別の人数	自　宅　等	人
	社会福祉施設	人
	医 療 機 関	6 人
	死　亡　者	人
	そ　の　他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		（解約事由の例） 常時医療的処置必要な為（経管栄養等）
	入居者側の申し出	人
		（解約事由の例） 特別養護老人ホーム入居

８．苦情・事故等に関する体制

（利用者からの苦情に対応する窓口等の状況）

※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入する事。

窓口の名称		住宅型有料老人ホーム　くつろ木吉の原
電話番号		023-646-0772
対応している時間	平日	9：00～18：00
	土曜	9：00～18：00
	日曜・(祝日)	9：00～18：00
定休日		日曜日及び 1 月 1 日～3 日

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生した時の対応）

損害賠償責任保険の加入状況	(1) あり	（その内容） ・ＡＩＧ損害保険㈱の賠償責任保険に加入しており、サービスの提供上で事故が発生し、入居者の生命・身体・財産の損傷が発生した場合は、不可抗力を除き賠償されます。
	2　なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した時の対応	(1) あり	（その内容） 上記同様
	2　なし	
事故対応及びその予防のための指針	(1) あり　　2なし	

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

<table>
<tr><td rowspan="2">利用者アンケート調査、
意見箱等利用者の意見等
を把握する取組の状況</td><td rowspan="2">①　あり</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td>1　あり　　2　なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">2　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第三者による評価の
実　施　状　況</td><td rowspan="3">1　あり</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>評価機関名称</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td>1　あり　　2　なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">②　なし</td></tr>
</table>

9．入居希望者への事前情報開示

入居契約書の雛形	①　入居希望者に公開 2　入居希望者に交付 3　公開していない
管　理　規　程	1　入居希望者に公開 ②　入居希望者に交付 3　公開していない
事業収支計画書	1　入居希望者に公開 2　入居希望者に交付 ③　公開していない
財務諸表の要旨	①　入居希望者に公開 2　入居希望者に交付 3　公開していない
財務諸表の原本	①　入居希望者に公開 2　入居希望者に交付 3　公開していない

１０．その他

<table>
<tr><td rowspan="4">運営懇談会</td><td>1　あり</td><td>（開催頻度）年　　回</td></tr>
<tr><td colspan="2">②　なし</td></tr>
<tr><td>①　代替措置あり</td><td>（内容）
常に入居者、入居者家族等が意見を述べることができる意見箱を設置するなどの措置を講じ、入居者、入居者家族等の意見を積極的に汲みあげるものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　代替措置なし</td></tr>
<tr><td>提携ホームへの移行【表示事項】</td><td colspan="2">1　あり　（提携ホーム名：　　）
②　なし</td></tr>
<tr><td>有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出</td><td colspan="2">①　あり　　2　なし
3　サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要</td></tr>
<tr><td>高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付高齢者向け住宅の登録</td><td colspan="2">1　あり　②　なし</td></tr>
<tr><td>有料老人ホーム設置運営指導指針「５．規模及び構造設備」に合致しない事項</td><td colspan="2">1　あり　②　なし</td></tr>
<tr><td>合致しない事項がある場合の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>「６．既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性</td><td colspan="2">1　適合している（代替措置）
2　適合している（将来の改善計画）
3　適合していない</td></tr>
<tr><td>有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>不適合事項がある場合の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類：別添１（別に実施する介護サービス一覧表）
　　別添２（個別選択による介護サービス一覧表）

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた物の署名を求める。

説明年月日：令和　　年　　月　　日

説明者署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　㊞

別添１　事業主体が山形県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	(あり)	なし	くつろ木吉の原 訪問介護事業所	山形市若宮 4丁目1番1号
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	(あり)	なし	くつろ木吉の原 通所介護事業所	山形市若宮 4丁目1番1号
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	(あり)	なし	居宅介護支援事業所 ウェタスク	東村山郡山辺町大字 山辺2911-7
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	(あり)	なし	くつろ木吉の原 訪問介護事業所	山形市若宮 4丁目1番1号
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	(あり)	なし	くつろ木吉の原 通所介護事業所	山形市若宮 4丁目1番1号
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		

	介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
	特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞					
	介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
	介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
	介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援		あり	なし		
＜介護保険施設＞					
	介護老人福祉施設	あり	なし		
	介護老人保険施設	あり	なし		
	介護療養型医療施設	あり	なし		

障がい福祉サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜障がい福祉サービス＞				
居宅介護	(あり)	なし	くつろ木吉の原 訪問介護事業所	山形市若宮 4丁目1番1号
重度訪問介護	(あり)	なし	くつろ木吉の原 訪問介護事業所	山形市若宮 4丁目1番1号
生活介護	あり	なし		
共生型生活介護	(あり)	なし	共生型生活介護 くつろぎ	山形市若宮 4丁目1番1号
自立訓練	あり	なし		
就労移行支援	あり	なし		
就労継続支援A型	あり	なし		
就労継続支援B型	あり	なし		
就労定着支援	あり	なし		
療養介護	あり	なし		
短期入所	あり	なし		
共同生活援助	あり	なし		
施設入所支援	あり	なし		
＜相談支援＞				
基幹相談支援センター	あり	なし		
指定一般相談支援	あり	なし		
指定特定相談支援	(あり)	なし	相談支援事業所 ウェタスク	東村山郡山辺町大字 山辺2911-7
指定障がい児相談支援	(あり)	なし	相談支援事業所 ウェタスク	東村山郡山辺町大字 山辺2911-7

＜児童通所支援＞					
	児　童　発　達　支　援	(あり)	なし	ぱずる	東村山郡山辺町大字山辺 2911-7
	医療型児童発達支援	あり	なし		
	共生型児童発達支援	あり	なし		
	保育所等児童発達支援	あり	なし		
	居宅訪問型児童発達支援	あり	なし		
	放課後等デイサービス	(あり)	なし	放課後等デイサービス ぱずる	東村山郡山辺町大字山辺 2911-7
	共生型放課後等デイサービス	あり	なし		
地域生活支援事業					
	移　　動　　支　　援	(あり)	なし	くつろ木吉の原訪問介護事業所	山形市若宮 4 丁目 1 番 1 号
	訪問入浴サービス	あり	なし		
	生　活　訓　練　等	あり	なし		
	障がい者自立支援訓練	あり	なし		
	日　中　短　期　入　所	あり	なし		
	タ　イ　ム　ケ　ア	あり	なし		
	福　祉　ホ　ー　ム	あり	なし		
	地域活動支援センター	あり	なし		

別添 2

有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防）の指定の有無			あり	(なし)	
	個別の利用料で実施するサービス（利用者が全額負担）			備考	
		包含※2	都度※2 料金※3		
＜介護サービス＞					
食事介助	あり	(なし)			
排泄介助 おむつ交換	あり	(なし)			
おむつ代	あり	(なし)			
入浴（一般浴） 介助・清拭	あり	(なし)			
特浴介助	あり	(なし)			
身辺介助 （移動・着替え等）	(あり)	なし	○	基本施設サービスにて対応	
機能訓練	あり	(なし)			
通院介助	あり	(なし)			
＜生活サービス＞					
食事の提供 （普通食） （1 食あたり）	(あり)	なし	○	朝食 380 円/食 昼食 600 円/食 夕食 480 円/食	食事の提供に関しましては事前に予約が必要です。提供した実績に基づき精算するものとします。 キャンセルの場合、予約された 2 日前までに連絡を頂ければ、料金は掛らないものと致します。
食事形態変更時 （1 食あたり）	(あり)	なし	○	きざみ食 60 円/食 ミキサー食 90 円/食	状況に応じて対応
居室配膳・下膳	(あり)	なし	○		基本施設サービスにて対応
入居者の嗜好に応じた 特別な食事	(あり)	なし	○	110 円加算	月一回、特別食提供 （昼食）
おやつ （飲物も含む）	(あり)	なし	○	120 円/日	
日常の洗濯	(あり)	なし	○	160 円/回	
個浴使用 （1 回あたり）	(あり)	なし	○	500 円/回	事前に予約が必要

	個別の利用料で実施するサービス(利用者が全額負担)					備考
			包含※2	都度※2		
					料金※3	
＜生活サービス＞						
リネン貸出（交換）	(あり)	なし		○	140 円/日	基本施設サービスにて対応 掛布団・枕・シーツ 3 点を貸出 週に 1 回交換
買い物代行	あり	(なし)				
通院付添 （送迎込）	(あり)	なし		○	30 分当たり 1,000 円	施設出発から施設到着までの時間で計算 ※途中ご家族の方と病院先で引き継いだ時点で終了
オムツ等の準備代行	あり	(なし)				
役所手続き代行	あり	(なし)				原則家族対応
居室清掃	あり	(なし)				
理美容師による 理美容サービス	(あり)	なし	○		2,160 円	月 1 日対応 （事前予約が必要）
金銭・貯金管理	あり	(なし)				
＜健康管理サービス＞						
定期健康診断	あり	(なし)		○		※入居時は事前に必要
健康相談	(あり)	なし	○			基本施設サービスにて対応
生活指導・栄養指導	(あり)	なし	○			基本施設サービスにて対応
服薬支援	(あり)	なし	○			基本施設サービスにて対応
生活リズムの記録 （排便・睡眠等）	(あり)	なし	○			基本施設サービスにて対応
＜入退院時・入院中のサービス＞						
移送サービス	あり	(なし)				原則家族対応
入退院時の同行	あり	(なし)				原則家族対応
入院中の 洗濯物交換・買い物	あり	(なし)				原則家族対応
入院中の見舞訪問	あり	(なし)				原則家族対応

※1　：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1 割又は 2 割の利用者負担）

※2　：「あり」を記入した時は、各種サービス費用が月額のサービスに包含される場合と、サービス利用の都度支払う場合に応じて、いずれかの欄に「○」を記入する。

※3　：都度払いの場合、1 回当たりの金額など、単位を明確にて記入する。